

佐渡市地域包括支援センター設置の経過と地域包括支援センターの業務について

○佐渡市地域包括支援センター設置の経過

・平成 18 年度

- 東地域包括支援センター(両津・新穂地区) 社協委託
- 西地域包括支援センター(相川・佐和田地区) 社協委託
- 中地域包括支援センター(金井・畑野・真野地区) 社協委託
- 南地域包括支援センター(羽茂・小木・赤泊地区) 社協委託

・平成 21 年度《圏域変更》

- 東地域包括支援センター(両津地区) 社協委託
- 西地域包括支援センター(相川・佐和田・金井地区) 社協委託
- 中地域包括支援センター(新穂・畑野・真野地区) 社協委託
- 南地域包括支援センター(羽茂・小木・赤泊地区) 社協委託

・平成 28 年度《圏域変更・直営包括設置》

- 東地域包括支援センター(両津地区) 社協委託
- 西地域包括支援センター(相川・佐和田地区) 社協委託
- 中央地域包括支援センター(金井・新穂・畑野・真野地区) 直営
- 南地域包括支援センター(羽茂・小木・赤泊地区) 社協委託

平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間を目標として市直営の包括支援センターを設置することで、地域包括ケアシステムの構築に向けて関係機関が連携できる体制を整備し、その後、社会福祉法人または医療法人に外部委託する計画をすすめてきた。

※ 地域包括ケアシステムとは高齢者や認知症の方が、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制。

○地域包括支援センターの業務

高齢者が安心して生活できるよう必要な援助、支援を包括的に行う地域の中核的機関

- ① 介護予防ケアマネジメント
- ② 総合相談支援
- ③ 権利擁護
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ⑤ 介護予防支援